

## 更生保護学の展開に関する論考

## 更生保護学会の発端

前近畿地方更生保護委員会委員長 山田憲児

(要約)

本稿は更生保護学会が立ち上がるまでの制度発足時から現在までの64年間における、更生保護に関する学会、研究会、勉強会などの動きを概観したものである。

まず、GHQが、更生保護制度には、研究的な役割をも期待し、新たな制度においては、短期間ではあったが、「犯罪学課」という行政組織が置かれ、犯罪についての科学的な調査研究を担っていたことを明らかにした。

次に、近畿における職場の研究会の動きを紹介し、これらをベースにして1970(昭和45)年に「近畿更生保護学会」が誕生したことを紹介した。この学会は官中心のものであるが、これに呼応するかのように保護司を中心とする「更生保護大学」が1976(昭和51)年に誕生し、やがてこの大学が更生保護学会へと名称変更していった経緯を明らかにした。

そして、主に関東における研究会の動きを紹介した。

最後に、本学会が発展するには、学会員の研究、研鑽意欲が大切であり「われらの学会」意識が育つことであると提言した。

キーワード：更生保護大学、近畿更生保護学会 研究会

## ① はじめに

更生保護の分野は理論が乏しいといわれてきた。医学でもなく、心理学でもなく、社会学、法律学でもない総合的な人間科学とでもいえるものがあるのではないかと思われてきた。そしてようやく「更生保護学会」が誕生した。更生保護制度が1949(昭和24)年7月1日に出来上がってから64年目のことである。しかし「更生保護学会」が立ち上がるまでに何もなかったのかというと、そうではない。本稿では、「更生保護学会」が立ち上がるまでにあった、その萌芽ともいえる「近畿更生保護学会」

のことや、その他の研究会などのことを記録に留めておくことが今後の更生保護学の発展に必要なのではないかと思い、筆をとることとしたものである。

なお、本稿においては敬称を省略させていただくこととした。

## ② 更生保護制度スタート時点での組織に対する研究への期待

繰り返すが、1949(昭和24)年7月1日、犯罪者予防更生法によって更生保護制度はスタートしたのであるが、同法案は、昭和14年に施

行された司法保護事業法の改正案として日本側(大坪與一ら)からGHQ(連合国軍総司令部プリズン班)に持ち込まれたものである。司令部のルイス博士を中心とするアメリカの影響もあって、更生保護制度には、司法保護事業法の改正に加えて新たな観点からの犯罪対策という視点が盛り込まれた。

まず、法務府の外局として中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)が設置され、中央委員会の事務局には総務部、少年部、成人部の3部が置かれ、総務部には、総務課、管理課、恩赦課及び犯罪学課の四課が置かれたということであり、この「犯罪学課」こそが「犯罪者の素質、人格、行状、環境、教化、指導その他の犯罪者の改善及び更生を図るため必要な事項について、科学的な調査研究を行うこと。」(施行当初の犯罪者予防更生法第16条第1項第8号)と規定された中央委員会の権限の執行を担う課として誕生しているということである。さらに中央委員会には「犯罪の予防に関する適当な計画を樹立し、犯罪の予防を目的とする諸活動の発達を促進し、援助すること。」(施行当初の犯罪者予防更生法第16条第1項第4号)という権限が付与され、権限に属する事務を行うこととされたのである。ちなみに初代の犯罪学課長は中河原通之(元九州委員長)である。

1952(昭和27)年8月1日の組織改革により、中央委員会も法務省保護局と中央更生保護審査会に組織変更となったことに伴い、犯罪学課もなくなってしまったが、占領軍が新しい更生保護の組織にかけた思いそのものは理解することができる。現在の法務総合研究所のようなものをアメリカは期待し、実践のみならず、新しい理論

の構築が求められたのである。

ちなみに、法務総合研究所が誕生したのは、1959(昭和34)年4月1日のことである。

### ③ 近畿更生保護学会の誕生

#### (1) 近畿更生保護学会

「近畿更生保護学会」は1970(昭和45)年に誕生した。日本犯罪社会学会の発足が昭和49年11月30日であるから、その4年前に発足したことになる。ちなみに日本犯罪社会学会の当初の理事の中には、伊福部舜児(東京保護観察所)、岩井敬介(法務総合研究所)、北沢信次(甲府保護観察所)の名前がある。

また、近畿の学会が誕生した同じ年の5月に中部更生保護研究会が発足している(会長島田善治中部委員長。会費年額200円。愛知更生保護婦人会が研究資金として10万円を寄付)。

近畿の学会は、自然発生的に誕生したわけではない。その前に、大阪、神戸、京都、大津の各保護観察所に研究会が存在し、その同士の使命感、連帯感の下地の許に学会が誕生したのである。

学会の会則には「更生保護に関する日頃の思索と体験をもちより、調査研究の成果を発表し、各地の情報を交換しあうことによって、関係諸科学習熟に努め、志気の昂揚をはかり、もって更生保護の充実発展を期することを目的」としている。

各庁の研究会を概観すると以下のとおりである。

大阪は、「葦の会」という名前で1968(昭和43)年4月に第1回が開催されている。参加者は、近畿委員会と大阪観察所の職員であ

り、テーマをみると、「ロールプレイングの狙い」、「保護観察の問題点」「遵守事項について」、「少年被疑者の勾留について」、「社会解体と個人の逸脱」等である。

京都は、「土研」という名前で1969(昭和44)年6月に第1回が開催され、テーマは「更生保護会における処遇の一考察」、「保護観察における価値基準の問題について」等である。

神戸は、「みちの会」という名前で1968(昭和43)年1月に第1回が開催され、テーマは「更生保護における兼抑性」、「社会福祉方法論としてのケースワーク」等である。

大津は、「相談補導研究会」という名前で1968(昭和43)年11月に第1回が開催され、テーマは「ケースワークの基礎理論」、「生活保護に伴うケースワークの問題点」等である。

近畿更生保護学会の第1回は、1970(昭和45)年3月13日に大阪けいさつ会館で開催され、更生保護官署職員約90名、保護司等の更生保護関係者約20名、少年鑑別所等関係機関職員約10名、計120名が参加した。内容は、大阪観察所の高木俊彦保護観察官による「保護観察にとって家庭とは何か」ほか3人による研究発表と千條武ほか2名によるシンポジウム「情報化社会と更生保護の今後」となっている。

第2回の学会は、京都で1971(昭和46)年11月に開催され、中部から島田善治(中部委員長)、黒川又郎(名古屋所長)がオブザーバーで参加している。内容は、栗村典男の「保護観察対象者の主体性と疎外の問題」ほか4つの研究発表と「70年代の更生保護」と題するシンポジウムで鈴木昭一郎ほかシンポジストであった。

第3回の学会では学会報告「社会変動に対応

する新しい保護観察態勢」を発刊し、第4回では日本更生保護協会の特別の助成をいただいている。第4回は大阪で1972(昭和47)年11月に85名が参加して開催され、中部委員会、名古屋観察所に加え、岩井敬介(法務総合研究所)らがオブザーバー参加している。第5回は大阪で1973(昭和48)年12月に開催され、「処遇態様別保護観察効果に関する実験報告」(山添栄造)等がなされている。それ以降も毎年開催されているが、主立ったものを拾い上げてみると、1975(昭和50)年の第7回では同志社大学の大谷実教授が「被害者救済立法と更生保護」と題して講演している。

こうした近畿更生保護学会に触発されてか、関東委員会管内でも、1976(昭和51)年9月には、第1回関東保護庁職員実務研究会が関東委員会で開催され、参加者は総勢135名であった。

1976(昭和51)年の第8回では、宮内利正等が「保護観察官の直接処遇の実際」等の研究発表をしている。1978(昭和53)年の第10回では「保護観察処遇の短期化をめぐる諸問題」と題したシンポジウムを開催している。

1981(昭和56)年5月16日の第12回学会では、創立10周年記念として、京都大学教授の河合隼雄が「人間理解について」、全日本カウンセリング協議会理事長の前澤雅男が「保護観察の基本問題—専門性をめぐって—」と題して講演し、パネルディスカッションにおいて「保護観察の専門性」について鈴木昭一郎、清水義恵、山口透、柿澤正夫らが発表している。

近畿の学会は、1981(昭和56)年に近畿更生保護論集(発刊の辞は堀川義一 近畿委員長、編集後記は鈴木昭一郎 論集編集委員長・近

畿事務局長)を発刊して以降の記録が見当たらない。約10年で解散してしまった。この学会は計12回開催され、専門講師の講演を聴くばかりでなく、実務家である会員相互の実践活動を踏まえた主体的研究討議が中心をなしており、意識・意欲の昂揚等に果たした役割は大きい。解散の理由は定かでないが研究心が消え失せたわけではないと思われる。後述する保護司を中心とした更生保護大学の盛隆もまた関連しているのであろう。

## (2)更生保護大学

1976(昭和51)年4月、当時の和歌山県保護司連盟会長新島基夫により、保護司研鑽意欲の発露として「更生保護大学構想」が発表された。その趣旨には、「保護司は社会奉仕の精神をもって対象者の改善更生と地域の浄化活動に尽力しているが、その活動は人間の成長発展を助けることにある。このためには保護司は自主的に学習し、研鑽を積むことが大切であり、また後世のためにもよりよい更生保護の確立を図っていく必要がある。この時に当たり、保護司は将来を展望し研究と努力を重ねて幅広い処遇理論に基づく実践活動を展開し、保護司としての使命感に徹し奉仕者の生きがいをも共有しようと願うものである。その願いのもと相互研鑽の場として、また自主研鑽拡大の場として更生保護大学を提唱し大方の賛同を得てその実現を図ろうとするものである。」とある。

1978(昭和53)年6月14日、第1回の更生保護大学が和歌山県民文化会館において開催され、前沢雅男が「相手を理解すること」という演題で講演している。1978(昭和53)年には2

回目が高野山西門院で開催され、79(54)年は3回、80(55)年も3回開催され、81(56)年から2回となり、82(57)年から年1回の開催となっている。開催場所は和歌山県民文化会館が3回、高野山西門院が3回、高野山龍泉院3回、大阪府立労働センター2回、紀ノ国会館1回となっている。講演者の顔ぶれは、中川善教(高野山大学学長)、樋口幸吉(大阪矯正管区長)、梶原重道(近保連会長)、堀川義一(近畿委員長)、古川健次郎(日本BBS連盟会長)等の面々である。

## (3)再びの近畿更生保護学会

この更生保護大学は、1983(昭和58)年の第6回まで「更生保護大学」として開催していたが、法務省保護局の指導により、1984(昭和59)年6月27日に「近畿更生保護学会」に名称を改めた。保護局は、本来の「大学」でないものが「大学」と称することは法令上問題があると判断したようである。

学会に名称を変更してからも、開催回数は年1回で、会場は、高野山普賢院、加太吾妻屋シーサイドホテル等となっている。講演者は、加藤東治郎(近畿委員長)、金森アキ(近畿更生保護婦人連盟会長)、金澤慈照(滋賀県更生保護婦人連盟会長)、瀬川晃(同志社大学教授)等である。

以下、1994(平成6)年以降の動きを見てみよう。

1994(平成6)年の第17回は、9月7日、8日、和歌山市の吾妻屋シーサイドホテルで、130名の参加を得て開催。内容は近畿の藤野隆委員長「更生保護における処遇観」ほか3人の講演。1995(平成7)年は、152名、1996(平成8)年は、

145名であり、本学会20周年目の1997(平成9)年には和歌山の白浜三楽荘で398名もの参加を得て開催している。1998(平成10)年は大阪の高石市羽衣のホテル新東洋で9月17、18の両日に開催し、248名の参加を得ている。内容は、講演6本で、弁護士荒川洋二「刑事司法の実情と問題点」、大阪所長前川泰彦「改正保護司法について」等である。

1999(平成11)年からは会場は都ホテル大阪となり、弁護士の大平光代は、2000(平成12)年、2001(平成13)年と連続で講演している。

2005(平成17)年の学会は、9月13日、14日の両日、都ホテル大阪で総勢326名の保護司・更女会員が参加している。講演は清水和夫近畿委員長の「更生保護の滯標」、広島県立安西高等学校山廣康子校長「やればできるんよ」、関西学院大学教授大村英昭「戸惑う男たち」等の講演が中心であった。

近畿保護司会連盟の会長が学会長を務めてきた再びの近畿更生保護学会も2006(平成18)年11月7日に神戸のシーサイドホテル舞子ビラ神戸での閉会式を最後に約30年の幕を閉じた。歴代の会長は、梶原重道、明霊純、村上泰行、上水流義成、北村日照であり、理事長は新島基夫、北村増弥であり、事務局長は、北村増弥、土山憲一郎、松村晶生であった。

本学会が解散した理由は、これを運営する事務局の負担とこれに参加する保護司を中心とする関係者の経済的負担の問題が大きかったものと思われる。

#### ④ 研究会等の動き

学会類似の活動として、様々な研究会等が開催されているので、首都圏を中心とした研

究会等の記録を留めておきたい。

##### (1) ケース研究会

保護局及び首都圏更生保護官署の有志による研究会で1955(昭和30)年から1960年頃まで開催。解散時の幹事は井手幹麩。

##### (2) 二八会

1953(昭和28)年採用の保護観察官たちの親睦会プラス研究会であり、野中忠夫、加藤東治郎、伊福部舜児、岩井敬介、千代倉(助川)武夫、黒川又郎らの俊英の集まりで機関誌『二八会報』を発刊していた。1953(昭和28)年には執行猶予者に保護観察を付する法律の関係で93人の保護観察官の増員が認められ、優秀な人材が集められた。

##### (3) 河野ゼミ

東京保護観察協会会長の河野勝斎(2代目全国保護司連盟会長)が資金を寄贈されることからこの名称がついたらしい。島田善治東京所長も毎回出席し、近隣の保護庁からも参加。昭和37年から39年ころの動き。所長以下の幹部職員が中心。矯正図書館蔵書目録(追録2)に東京保護観察協会河野ゼミの資料目録が掲載されており、「保護観察の実行機関としての保護観察官の立場と役割」などが研究された。

##### (4) クリミノロジー研究会

北澤信次、田本勇、鈴木一久、中川邦雄、安形静男らが発起人となった研究会で少壮の保護観察官が集った。

そのほか、昭和30年代は、各庁で自主的な

研究会が開催されており、例えば横浜保護観察所の研究班所属の佐藤光男保護観察官らによって『保護観察研究』が1963(昭和38)年に創刊号から第6号まで発行されている。

### (5) 更生保護制度研究会

更生保護行政に携わり、官として獲得した知見と退職後民間人として種々の分野にかかわった知見を併せ持った更生保護OBの自由な集まりを持つとうとした井手幹隴と栗原一夫、坂部正晴により、1983(昭和58)年6月29日に「更生保護を考える集まり」が結成された。毎月1回の例会であった。

1987(昭和62)年4月24日に更生保護会館が竣工したことに伴い、名称を「更生保護制度研究会」と改め、同年10月17日(土)第1回の会合が更生保護会館で開催された。以降、原則毎月1回、会場を会館の会員談話室として開催し、研究成果を「保護司制度とその諸問題」としてまとめ、全国保護司連盟に提出したり、更生保護会についての研究などをテーマとして定めて研究してきた。

1994(平成6)年から週休2日制に伴い、土曜日が休みとなるので、開催日を平日に改めている。

本研究会は、全国更生保護同友会の下部組織的存在であり、日本更生保護協会から助成金をいただいていたが、全国更生保護同友会の休止により打ち切られている。ちなみに全国更生保護同友会会報も2010(平成22)年9月発行の第37号をもって休刊となっている。

現在は、年4回の開催ペースとなり、更生保護会館の島津ルームに15人から20人程度のOBが集って、更生保護をめぐる時局的な諸

問題を取り上げ、話題提供者からの話を聞いた上で、意見交換を行っている。現在の世話人は御厨勝則である。

その他、近畿、首都圏以外にも研究会等が開催されていた、あるいは現在も開催されているものと思われるが紙面の都合で割愛した。

## ⑤ 学会への期待と課題

ここまで、更生保護学会に先立つ「近畿更生保護学会」を中心に、更生保護における研究会等の動きを概観してきた。その目的は、今後の学会の隆盛に関連するものがあるのではないかと思われたことによる。

近畿の学会は、その設立前に各庁における研究会等の動きがあり、その上に成り立ったものである。自然発生的な動きが根底にあり、自主性、熱意、創意工夫、研鑽意欲がなければ、研究会、学会は湧き立たない。学会を成立させる基盤は、正にここにあるのではないか。

さて、また、近畿の学会は、1973(昭和53)年以降は、保護司を中心として「大学」から「学会」へと発展して行った。官民協働の学会という特徴を有している。1966(昭和41)年8月に創刊された『研究誌 更生保護と犯罪予防』の創刊者ともいえる日本更生保護協会の常務理事の大坪與一は創刊号の編集後記で、発刊の目的を自由清新、活気あふれる専門的な研究誌を持ちたいというのが念願であったと書き、「われらの研究誌」を期して編集するとしている。本学会が発展するかどうかは、このような更生保護関係者に「われらの学会」という意識が芽生えるかどうかにかかっている。

追記 本稿をまとめるに当たっては、保護司

を中心とする学会の事務局長を永年務められ、現在は和歌山県保護司会連合会会長の土山憲一郎氏、官を中心とする学会・研究会については栗村典男、清水和夫、安形静男、宮内利正氏らのご協力を得た。また、研究誌27号、41号等を参照した。

英文タイトル

## The Beginning of the Japanese Association of Offenders Rehabilitation

Kenji Yamada

fomer Chairman Kinki Regional Parole Board Ministry of Justice